

第 1 章

計画の概要

内容

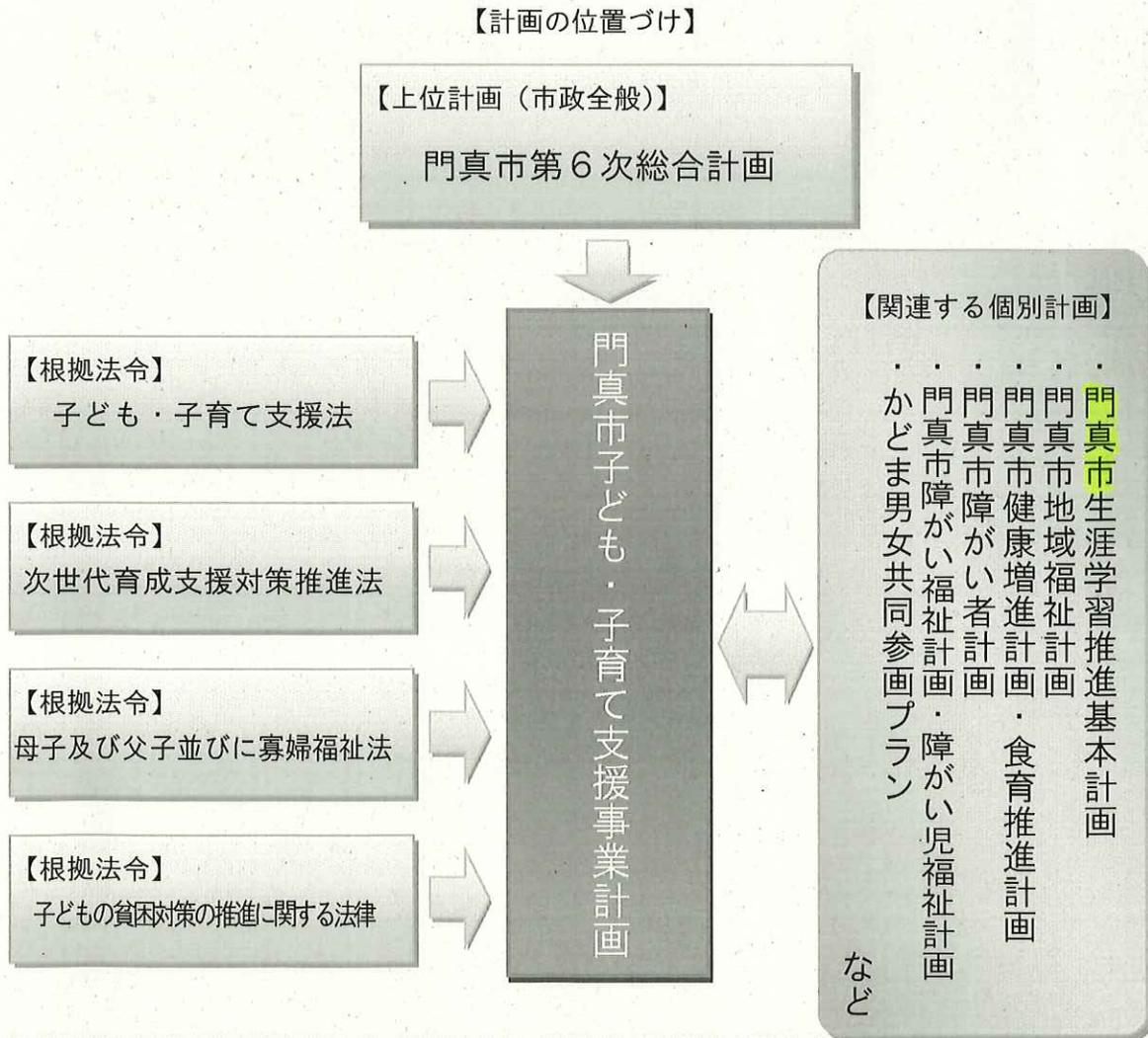
2 計画策定の趣旨

(1) 計画の法的な位置づけと関連計画との関係

この計画は、「子ども・子育て支援法」に定める五年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども及び保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備を目的に策定するものです。

また、この計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」として位置づけています。

「門真市第6次総合計画」を上位計画とし、関連する諸計画との整合を図りながら、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」における施策を推進していきます。

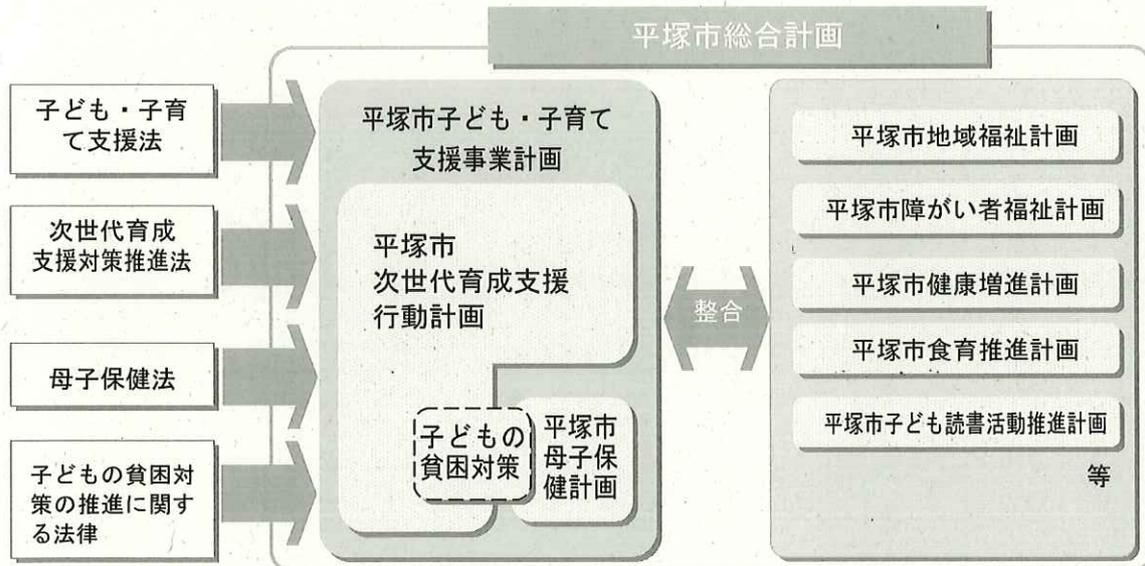


第1章 計画の策定に当たって

1 計画の位置づけ

この計画は、「平塚市総合計画」の実現を目指し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられ、また、「次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画」を内包する計画として策定しているとともに、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」、さらに、今回の見直しにおいて、子どもの貧困に対する支援について、「子どもの貧困対策」として位置づけられるものです。

【 計画の位置づけ 】



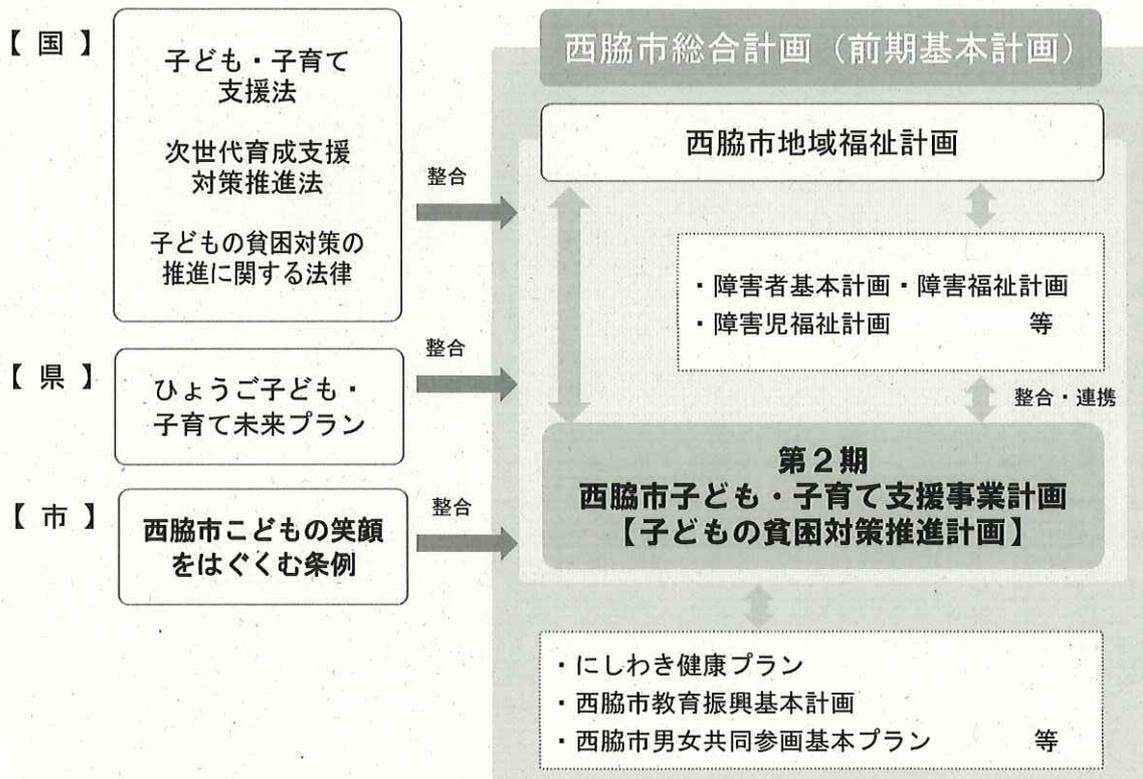
2 計画の位置付け

本計画は、西脇市地域福祉計画の子ども分野に係る個別計画と位置付けられ、市の今後の子育て・子育て支援の具体的な方向や取り組む内容について定めるものです。

また、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として位置付けられるものです。

さらに、上記法律等に基づく計画のほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した子どもの貧困対策に関する市の方針としての位置付けを含むものです。

なお、子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、「西脇市総合計画（前期基本計画）」をはじめ、「西脇市地域福祉計画」等の上位・関連計画や「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」との整合性・連携を図りながら施策の総合的な展開を図ります。



3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

「新・相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画として策定します。

なお、本計画は、これまで取り組んできた「次世代育成支援行動計画」の後継的な計画として策定するほか、子ども・若者健全育成及び子どもの貧困対策についても包含した計画として策定します。

また、「地域福祉計画」「教育振興計画」等関連計画と整合を図ります。

○相模原市子ども・子育て支援事業計画（法に基づく策定義務）

子ども・子育て支援法に基づき、地理的状況等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期等を定めます。（主に小学校就学前（一部の事業については小学生）までの子育て世帯が対象）

○相模原市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、すべての子どもとその家庭を対象に、今後進めていく子育て・子育て支援の方向性や目標を定めます。（おおむね18歳まで及び子育て家庭が対象）

○子ども・若者健全育成及び支援について

子ども・若者育成支援推進法の大綱を勘案し、子ども・若者の育成支援について定めます。（おおむね39歳までの子ども・若者が対象）

○子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策の推進に関する法律の大綱を勘案して、子どもの貧困対策について定めます。

図 上位計画、関連法等との関係

